資料４－１

監査の指摘に対する対応について【報告】
（損失補償負担額の会計処理）

１．監査の結果（会計処理に係る部分を抜粋）

金融新戦略事業のうち、ポートフォリオ型融資に係る損失補償については、その大部分で府負担限度額を超えていることから、現時点で府が負担する損失補償負担額はほぼ確定している状態にある。

よって、損失補償負担額が確定しているものについては、会計局と協議の上、未払金（支払保証債務）としての計上を検討されたい。⇒①

併せて、偶発債務として注記する必要のある金額の精査を行われたい。　⇒②

２．対応方針

①ポートフォリオ型融資

ポートフォリオ型融資に係る将来の損失補償額を負債計上。

（今後、実際の債務が確定するまでには、

・金融機関からの損失補償金交付申請を受けて、

・大阪府等による支払対象債権に関する調査

を経る必要があり、当該調査の結果如何によっては、減額の可能性もあり、現時点では金額が確定していない状況にあることから、

把握している債務の概算見積額を引当金計上することで負債認識）。

②成長性評価融資

偶発債務として注記する金額を精査して表示。

３．見直し時期

上記①、②とも平成 26 年度決算より、適用（予定）。

＜参考（26 年度決算見込額）＞

① ポートフォリオ型融資　：1,967 百万円（その他引当金）

② 成長性評価融資　　：　596 百万円（偶発債務：注記）

【参考資料】

金融新戦略に係る大阪府損失補償負担額の実態の公表

（平成 26 年度　大阪府上期監査結果）